

役員及び評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人今治明德学園（以下「この法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第31条の3の規定に基づく役員に対する報酬等の支給の基準、及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第5条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第15条及び第19条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、基本報酬、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 前項の報酬には、この法人の設置する今治明德中学校・高等学校（以下「中学校等」という。）及び今治明德短期大学（以下「短期大学」という。）の給与規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価及び職務執行に伴う費用として、報酬及び費用（以下「報酬等」という。）を支給することができる。ただし、この法人の中学校等又は短期大学の教職員と兼ねて職務を執行する役員等に対しては、報酬は支給しない。

- 2 役員等が、法人の運営に関する用務のため出張を命ぜられたときは、出張旅費及び日当を支給する。
- 3 役員等が出張の職務を執行するに当たって、出張旅費及び日当以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の額)

第4条 報酬等の額は、その区分に応じて別表「役員等に対する報酬等の金額一覧表」のとおりとする。ただし、この法人の運営に関する継続的な業務に従事するためなど、当該役員等の氏名、任用の期間及び報酬の額について、評議員会の議を経て理事会で承認されたものにあつては、その額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬(別表第1の1 基本報酬)

ア 月額報酬 中学校等の教職員に対する給与規程(第6条第3項において「給与規程」という。)の支給時期に準ずる。

イ 年額報酬 この法人の毎会計年度の末月に支給する。

(2) 報酬(別表第1の2 手当)及び費用(別表第1の3 役員及び評議員が評議員会及び理事会に出席する交通費)

理事会又は評議員会、若しくは役員ミーティングへの出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

(3) 費用(別表第1の4 出張に関する旅費及び日当)

中学校等の教職員に対する「出張に関する規定」に準ずる。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(基本報酬の月割り等の計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 常勤の役員で月の途中における就任、退任又は解任(以下「就任等」という。)の場合の月額報酬の額については、給与規程の扱いに準ずる。

4 非常勤の役員及び評議員の年度の途中における就任等の場合については、年額報酬の額に対して、就任の日の属する月以降の月数又は退任若しくは解任の日の属する月までの月数に12分の1を乗じて得た金額とする。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職の慰労金)

第8条 この法人は、任期の満了、辞任又は死亡により役員が退任した後、慰労金として退職金及び功労金を支給することができる。

2 退職金及び功労金の支給については、この法人の「役員退職金規程」の定めるところによる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号及び寄附行為第31条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで理事会の議決により行う。

附 則 (令和元年12月23日改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日までに生じた事由に基づく報酬等については、従前の役員・評議員報酬規定の例による。

役員等に対する報酬等の金額一覧表

1 報酬（基本報酬額）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	180,000 円
理 事	年額	80,000 円
監 事	年額	50,000 円
評議員	年額	30,000 円

2 報酬（手当）の額

(1) 役員及び評議員が評議員会及び理事会に出席する手当

役職名	出席する手当の額
理事長	—
理 事	1回 5,000 円
監 事	1回 5,000 円
評議員	1回 5,000 円

(注) 評議員会と理事会が同日に開催されるとき、評議員と理事を兼ねる者に対する手当の支給は、理事会又は評議員会 1 回分に限る。

(2) 理事及び監事が役員ミーティングに出席する際の手当

役職名	出席する手当の額
理事長	—
理 事	1回 3,000 円
監 事	1回 3,000 円

(注) この法人の「役員ミーティングに関する規則」参照

(3) 監事監査手当

監事 1名につき	1回 5,000 円
----------	------------

3 費用（役員及び評議員が評議員会及び理事会に出席する交通費）

役職名	出席する交通費
理事長	各回 実費
理 事	各回 実費
監 事	各回 実費
評議員	各回 実費

(注) いずれも公共交通機関を利用して出席した場合に限り支給する。

4 費用（出張に関する旅費及び日当）

（1）旅費

中学校等の教職員に対する「出張に関する規定」を適用する。
なお、宿泊費の1泊あたりの金額の上限は次のとおりとする。

理 事 長	甲 地方	13,100 円
	乙 地方	11,800 円
理事、監事、評議員	甲 地方	10,900 円
	乙 地方	9,800 円

（2）日当

理事長	1 日当り	2,600 円
理事、監事、評議員	1 日当り	2,200 円

(以上)